

# サーモカメラコンソーシアム会員規約

ver.1.0  
サーモカメラコンソーシアム

## 第1条 本規約

本規約は、サーモカメラコンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という)及びその会員に関する基本的な規則を定めるものとし、本コンソーシアムに入会した会員に適用されるものとする。本コンソーシアムに入会しようとする者は、本規約に同意の上で本コンソーシアムに入会するものとする。

## 第2条 目的

本コンソーシアムは、サーモカメラに関する知識・技術の普及啓発を通じて、産業界および一般社会にサーモカメラを普及させることにより、安心・安全で豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。会員は、本コンソーシアムがその目的のために次の事業を行うことに賛同する。

- ① サーモカメラに関するガイドラインの策定
- ② サーモカメラの機器性能評価に関するガイドライン及び評価環境の提供
- ③ サーモカメラに関連する適切な情報取扱いガイドラインの策定
- ④ サーモカメラに関する正しい利用方法の啓蒙活動
- ⑤ サーモカメラに関するセミナー、イベント等の開催
- ⑥ サーモカメラに関する関連団体等との相互交流、情報交換等の活動
- ⑦ その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

## 第3条 会員

会員は、幹事会社・賛同会社・特別会員から構成される。各会員の役割及び資格は次の通りとする。

- ① 幹事会社  
本コンソーシアムに関する重要な意思決定等を行う法人・団体。
- ② 賛同会社  
本コンソーシアムの趣旨に賛同し、その事業活動に協力しようとする法人・団体。
- ③ 特別会員  
本コンソーシアムの事業の推進に必要な専門性を有する法人、団体又は個人。

## 第4条 機関

本コンソーシアムには、会員全員により構成される総会、各幹事会社がそれぞれ1名ずつ選任する理事により構成される理事会、理事会の決定により設置される事務局及び委員会を設置する。各機関の詳細については、別途理事会が定めるものとする。

## 第5条 入退会

各会員の入会及び退会については、以下のとおりとする。

- ① 幹事会社  
幹事会社の入会・退会は、理事会において決定する。
- ② 賛同会社  
賛同会社として本コンソーシアムに入会しようとする者は、所定の申込方法に従って申し込みを行い、事務局の承認を得るものとする。  
賛同会社の退会は、退会の1か月前までに事務局に届出るものとする。

### ③ 特別会員

特別会員として本コンソーシアムに入会しようとするものは、幹事会社、賛同会社、又は特別会員から推薦を受けた上で、所定の申込方法に従って申し込みを行い、事務局の承認を得るものとする。

特別会員の退会は、退会の1か月前までに事務局に届出るものとする。

## 第6条 入会金と年会費

各会員は、入会時に下記表に定める入会金と年会費を支払うものとする。

年会費は入会翌月から1年間(以下「年度」という)に対応するものとし、会員は、年度の終了時期までに翌年度の年会費を支払うものとする。会員が年度の途中で退会した場合であっても、入会金及び年会費の返金は行わないものとする。

なお、会員の支払った入会金及び年会費は、本コンソーシアムの目的に関連して必要となる費用に充てるものとする。

種別	入会金	年会費
幹事会社	200,000円	100,000円
賛同会社	50,000円	50,000円
特別会員	0円	0円

## 第7条 除名

本コンソーシアムは、理事会の決定により、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

- ① 本コンソーシアムの事業又は運営を妨げ、また妨げようとした会員
- ② 本コンソーシアムの事業又は運営について不正の行為をした会員
- ③ 入会金又は年会費の支払いを怠り、督促を受けても支払わない会員。その他本コンソーシアムに対する義務を怠った会員
- ④ 本コンソーシアムの会員としてふさわしくない行為をした会員
- ⑤ 犯罪その他社会的信用を失う行為をした会員

## 第8条 会員の特典

各会員は、本コンソーシアムへの参加により、以下にあげる特典を有する。各会員が受けることのできる特典の具体的な内容や特典を受ける条件などの詳細は、理事会において決定する。

- ① 本コンソーシアムの委員会活動への参加
- ② 本コンソーシアムより提供する機器評価環境の利用
- ③ 機器認定証の利用
- ④ その他、本コンソーシアムの目的に従った各種特典

## 第9条 会員情報の公開

本コンソーシアムにおいては、会員相互の交流を図るため、会員の名称(法人・団体名又は個人名)をホームページ等で公開する。会員は、予めこれに同意するものとする。

## 第10条 会員情報の取扱い

本コンソーシアムは、前条に定める以外の会員情報の取得、管理及び利用については、取り扱いに注意し適正に行う。なお、会員と本コンソーシアムは合意の上、会員のホームページと本コンソーシアムのホームページを相互にリンクできるものとする。

## 第11条 その他

本規約に定めのない事項に関しては、理事会又は事務局において決定する。

## 第12条 付則

本規約は、本コンソーシアムの理事会の決議を得て実施する。